

私立高等学校等就学支援金制度のさらなる充実

【文部科学省 初等中等教育局 修学支援・教材課】

【提案事項】 **予算拡充**

令和2年度からの私立高等学校等就学支援金制度の拡充により、年収約590万円未満の世帯の私立高等学校授業料の実質無償化が実現したが、年収約590万円以上の世帯については、いまだ実現されていない。

学校教育の機会均等を確保するとともに、全ての高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、

- (1) **年収約590万円以上世帯に対して実質無償化を図ること**
- (2) **都道府県が独自に実施する授業料支援事業に対する財政措置を講ずること**

【提案の背景・現状】

- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意思のある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図るため、平成22年度に私立高等学校等就学支援金制度が創設された。
- 令和2年度から、私立高等学校等就学支援金の支給上限額を引き上げることで、**年収約590万円未満世帯の私立高等学校授業料の実質無償化が実現した**ところである。
- 一方で、年収約590万円以上世帯への支給は令和元年度以前の水準（年収約910万円未満世帯に限り月額9,900円支給）が据え置かれており、依然として公私立高等学校間の授業料負担の格差が大きく、保護者等から**さらなる支援の拡充及び創設を求める強い声**がある。
- 本県における高等学校の生徒数に占める私立高等学校に通う生徒数の割合は、東北地域で最も高い。

【山形県の取組み】

- 本県では、平成22年度の私立高等学校等就学支援金制度の創設に併せて、県単独の授業料軽減補助（上乘せ補助）を開始し、順次、制度を拡充してきた。
- 令和2年度からの私立高等学校等就学支援金の拡充後においても、年収約590万円以上～約910万円未満世帯を対象に本県独自の上乘せ補助を行うとともに、**令和4年度から、年収約910万円以上世帯の多子世帯（扶養する23歳未満の子が私立高校生を含め3人以上いる世帯）を対象にした支援を創設**するなど、県内私立高等学校に通う生徒の経済的負担の軽減を図っている。
- 令和4年度においても、上乘せ補助額を増額している。

【解決すべき課題】

- 学校教育の機会均等の確保や公私立高等学校間及び私立高等学校に通う生徒の世帯間の授業料負担の格差を縮小するため、**年収約590万円以上世帯への高等学校等就学支援金制度の拡充**が必要である。
- また、このために都道府県が独自に授業料負担への支援を行っている場合があるが、財政負担が大きく、**政府による財政措置が必要**である。

〈 令和4年度の私立高等学校等就学支援金・県の上乗せ授業料軽減補助の拡充状況 〉

(月額)

世帯年収 区分	令和3年度			⇒	令和4年度		
	就学支援金	県補助額	合計		就学支援金	県補助額	合計
約590万円未満	33,000円	1,000円	34,000円		33,000円	1,000円	34,000円
約590～910万円	9,900円	10,100円	20,000円		9,900円	<u>12,100円</u>	<u>22,000円</u>
約910万円以上	—	—	—		—	〈多子世帯*〉 <u>4,950円</u>	〈多子世帯*〉 <u>4,950円</u>

※多子世帯 扶養する23歳未満の子が私立高校生を含め3人以上いる世帯

〔 私学団体等から知事への授業料負担の軽減等を求める要望書の提出 (令和3年12月) 〕

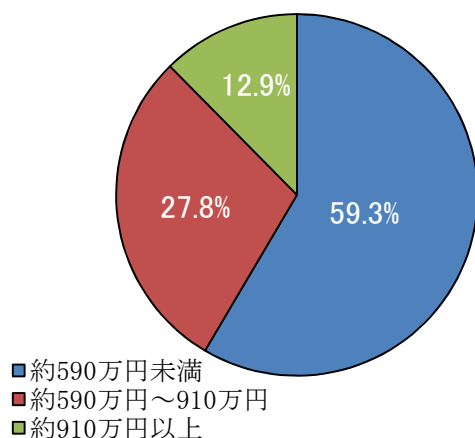
〔 高等学校(全日制・定時制)の生徒数の公私立割合 (令和3年度) 〕



	私立高校	公立高校
山形県	32.9%	67.1%
東北	24.6%	75.4%
全国	33.6%	66.4%

※全生徒数に占める公私立の生徒数の割合

〔 本県の私立高等学校に通う生徒の世帯年収別割合 (令和3年7月現在) 〕



〔 本県の高等学校納付金の保護者負担概算額 (年収約910万円以上世帯)の公私立間格差 (令和3年度) 〕

	私立高校	公立高校
入学時納付金(平均額)	167,500円	5,650円
授業料・その他納付金(平均額)	1,403,604円	356,400円
合計(3か年計)	1,571,104円	362,050円
公私立間格差(3か年計)	1,209,054円	

〔 子供が3人以上いる世帯の教育にかかる経済的負担 (全国消費実態調査 (H26 総務省)による世帯類型年間支出額) 〕

「夫婦と子供が3人以上(長子が高校生)の世帯」 692,532円/年

「夫婦と子供(高校生)が1人の世帯」 477,168円/年

⇒ 子供が多い世帯は、教育にかける経済的負担も重くなる。
差 215,364円/年

地方における多様な高等教育機会の創出等

【総務省 自治財政局 交付税課、財務調査課】

【文部科学省 高等教育局 大学振興課】

【提案事項】 **規制緩和** **予算拡充**

人口減少の要因として、**県外への進学による若者の流出**があることから、**学生の東京一極集中を是正するとともに、若者の地元定着など地方創生の役割を担う国立大学、公立大学・短期大学の安定的な運営を確保するため、**

- (1) **遠隔授業による修得単位上限を緩和するなど、大学の遠隔授業の活用の促進**や、首都圏の大学の地方への移転等の促進を図ること
- (2) **国立大学法人運営費交付金の充実及び安定的な配分**を図ること
- (3) **公立大学・短期大学に対する地方財政措置の充実**を図ること **新規**

【提案の背景・現状】

- 政府は、若者の東京一極集中を是正し、地方への若者の流れを促すため、東京23区内の大学等の定員抑制などに取り組んでいるが、2021年における東京圏の転入超過数（日本人）は約8万人と**東京一極集中に歯止めがかかっていない**。
- 新型コロナウイルス感染症への対応で、通学制大学において**遠隔授業の活用**が進んだことや、単位互換制度が普及したことにより、**地方に住みながら、全国の大学で学べる環境**が整いつつあり、政府でも、「教育未来創造会議」等において、遠隔授業の積極的な活用について、検討が開始されたところである。
- 地方の国立大学、公立大学・短期大学は、**若者の進学意欲に応える地元の受け皿**であるとともに、地方創生に向けても、若者の地元定着や地域ニーズに対応した人材育成、地域課題解決への貢献などへの一層の取組みが期待されている。

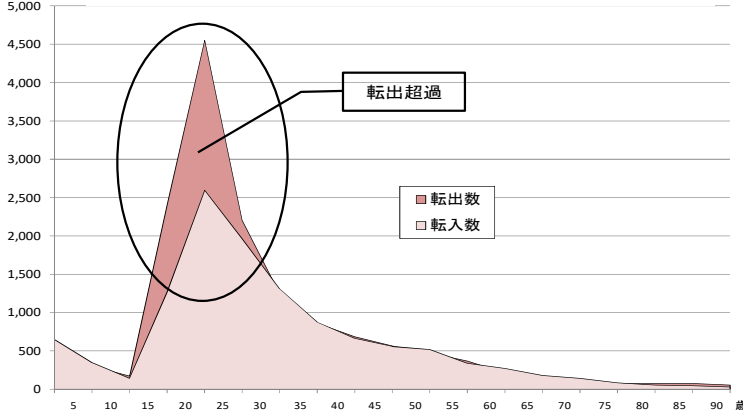
【山形県の取組み】

- 県内の高等教育機関で組織する「大学コンソーシアムやまがた」では、約1,700科目にも及ぶ単位互換制度を構築・展開しており、その構成員でもある山形大学では、隣接県の福島大学と連携し、令和4年度から録画やオンラインを活用した授業の相互提供を開始する。
- 本県においては、県立保健医療大学（学部収容定員420人）及び県立米沢栄養大学（同168人）並びに県立米沢女子短期大学（同500人）の既設3公立大学・短期大学に加え、東北農林専門職大学（仮称）の令和6年度開学を目指しているほか、公設民営型の東北公益文科大学の公立化についても検討が行われている。

【解決すべき課題】

- 大学の卒業要件（単位互換制度や遠隔授業により修得した単位数の制限）緩和など、**遠隔授業の弾力的な活用を進めることや大学の地方移転などで、地方における多様な学びの機会を創出し、若者の地元定着を促していく必要がある**。
- 地方国立大学に対する運営費交付金及び公立大学・短期大学に対する地方財政措置の充実及び安定的な配分により、**教育研究活動の基盤的部分がしっかり確保**される必要がある。

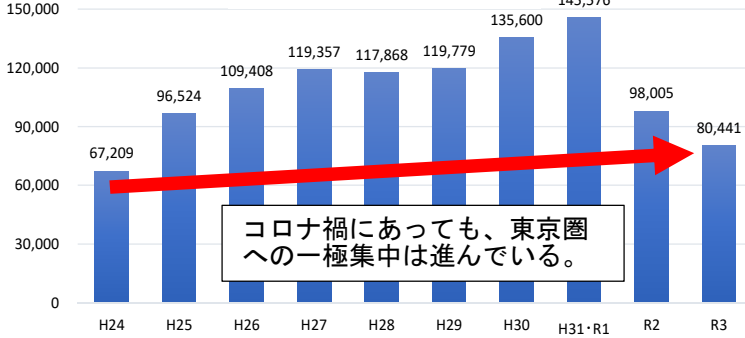
年齢別転出者数・転入者数(山形県,令和3年)



令和3年における本県の人口移動の状況(日本人)を年齢階級別に見ると、「15～19歳」が1,132人(男性552人・女性580人)、「20～24歳」が1,955人(男性868人・女性1,087人)の転出超過となっており、高校や短期大学、大学等を卒業する年代における転出超過が顕著となっている。

総務省 住民基本台帳人口移動報告
2021年(令和3年)結果

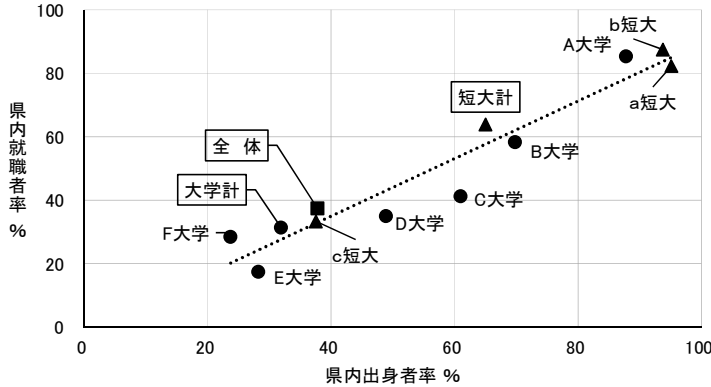
東京圏の転入超過数



令和3年における東京圏(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県)の転入超過数(日本人)は80,441人。前年(令和2年:98,005人)より17,564人減少してはいるが、26年連続で転入超過が続いている。

総務省 住民基本台帳人口移動報告
2021年(令和3年)結果

県内出身者率と県内就職者率の関係(令和2年度卒)



山形県内の大学・短期大学における、令和2年度卒業生の県内就職者率は37.4%(対応入学年度の県内出身者率は37.8%)。大学別に分析すると、県内出身者率の高い大学・短期大学の県内就職者率が高い傾向にある。

各大学・短期大学からの聞き取りにより山形県分析

公立大学・短期大学に対する交付税措置(令和3年度)(都道府県分)

基準財政需要額 = 単位費用 × 測定単位 × 補正係数

【単位費用】212,000円 【測定単位】高等専門学校及び大学の学生の数 【補正係数】種別補正係数(学生一人あたり単価)

大学	理科学系学部	212,000円 × 6.89 = 1,460千円
	保健系学部	212,000円 × 7.87 = 1,668千円
	社会科学系学部	212,000円 × 1.00 = 212千円
	人文科学系学部	212,000円 × 2.05 = 435千円
	家政系学部及び芸術系学部	212,000円 × 3.26 = 691千円
	専門職大学(理科・芸術系)	212,000円 × 7.50 = 1,590千円
短期大学	理・工・農学・保健系学科	212,000円 × 4.15 = 880千円
	文科系学科	212,000円 × 1.67 = 354千円
	家政系学部及び芸術系学部	212,000円 × 2.81 = 596千円



山形県における知の拠点「山形大学」

安定的な運営のためには、運営費交付金の充実と安定的な配分が必要

ICTの活用による子どもたちの個別最適な学びの充実

【文部科学省 初等中等教育局 修学支援・教材課、教科書課】

【提案事項】 **予算拡充** **予算創設**

Society5.0時代を生き抜き、また、新型コロナウイルス感染症等の、非常時におけるICT教育環境下での学習に、児童生徒の間で差が生じぬよう、

- (1) 「GIGAスクール構想」に基づくICT環境を整備するため、更新費等をはじめ継続的な財政支援を行うとともに、通信事業者に対し、学校が負担する通信料の引下げを働きかけること
- (2) 「GIGAスクール運営支援センター」への補助を継続すること **新規**
- (3) デジタル教科書の普及にあたり、導入費用の無償化を行うこと

【提案の背景・現状】

- 政府は、「GIGAスクール構想」の実現に向けた予算措置を講じているが、各自治体においては今後もソフトウェアや学校側の通信料等のランニングコストが発生する。加えて、1人1台端末の更新や、端末の効率的な活用のためのICT支援員の雇用に係る費用負担も見込まれる。
- また、政府は、1人1台端末環境の円滑な運営を支えるため「GIGAスクール運営支援センター」による運営支援体制の構築を促している。
- 1人1台環境の整備の進展に伴い、デジタル教科書の活用も徐々に広がっている。政府では令和4年度、小学校高学年及び中学生を対象に、外国語を含む最大2教科分の学習者用デジタル教科書の提供を行うこととしている。

【山形県の取組み】

- 県内では、令和3年度までに、公立学校において学習者用1人1台端末の整備が完了した。令和4年度には、県立学校において教員用1人1台端末を整備する予定である。
- 令和4年度から、本県では、県立学校を対象とした「GIGAスクール運営支援センター」を整備する予定である。市町村においても整備に向けて準備・検討が進められている。
- 各市町村では、これまで指導者用デジタル教科書の導入を進めてきた。一方で、学習者用デジタル教科書については文部科学省の事業により、令和3年度に初めて1教科分のみを活用するに留まっている。

【解決すべき課題】

- 今後も1人1台端末等を効果的に活用するため、ランニングコスト、端末の更新費及びICT支援員等に対する、**地方財政措置の十分な財源の確保を継続する必要がある**。併せて、**学校が負担するデータ通信料の引下げが必要**である。
- 「GIGAスクール運営支援センター」に対する政府の補助は、段階的に引き下げながら令和6年度までとされているが、1人1台端末環境の安定的な運用のためには設置し続けることが不可欠であり、**継続した財政支援が必要**である。
- **デジタル教科書の導入について自治体間で差が生じないように、紙の教科書と同様に政府による無償化が必要**である。

1 本県におけるICT支援員の状況とその効果

<学校現場の声>

- ・ICT機器の操作やソフトウェアの活用法に係る教員への指導・助言により、授業だけではなく、家庭での端末の活用につながっている。
- ・授業中の児童生徒への指導補助により、個に応じた指導が充実するとともに、トラブル発生時も迅速に対応できるようになっている。

⇒ ICTの効果的な活用に向け、ICT支援員の一層の充実が求められている



ICT支援員による教員向け研修会の開催・日常の助言



ICT支援員による授業支援

2 本県における県立学校のネットワーク整備等に要するランニングコスト(県一般財源分)

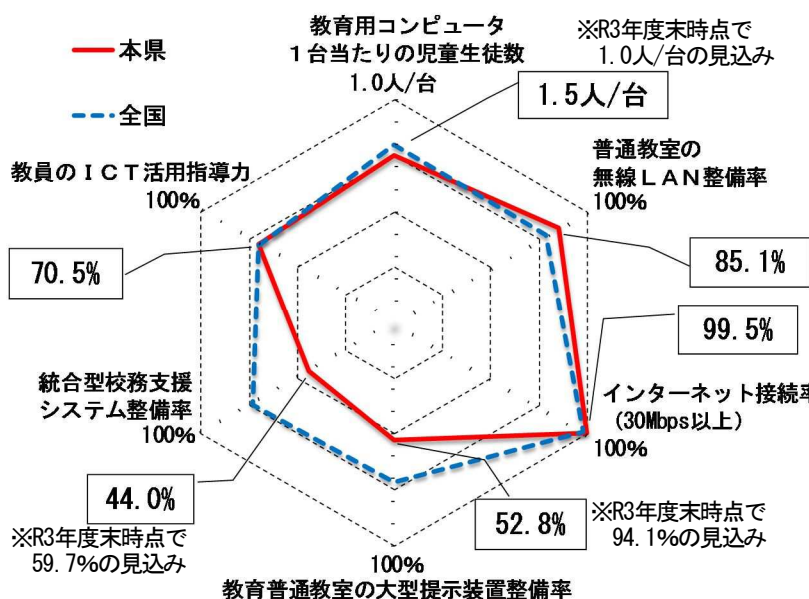
毎年度、多額の通信費用等が発生し、今後も負担は継続する

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
データセンター	3,672	3,672	3,672	3,672	3,672
通信費用	<u>41,256</u>	<u>41,256</u>	<u>41,256</u>	<u>41,256</u>	<u>41,256</u>
保守費用	2,943	2,943	2,943	2,943	2,943
運用監視	5,285	5,285	5,285	5,285	5,285
情報教室端末(更新費等)	167,603	160,196	160,196	160,196	160,196
統合型校務支援システム	48,048	48,048	48,048	48,048	48,048
GIGAスクール運営支援センター (国庫補助率)	—	<u>12,303</u> (1/2)	<u>15,568</u> (1/3)	<u>15,568</u> (1/3)	<u>22,097</u> (補助なし)
合計	268,807	273,703	276,968	276,968	283,497

※教育のICT化に向けた環境整備5か年計画による措置分を含め、本県の教育用PCの整備等に関する令和3年度基準財政需要額は192,011千円と見込まれる

(参考) 本県の情報化に係る主な指標(令和3年3月現在)



指標(全学校種)	山形県 平均値	全国 平均値
教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	1.5人/台	1.4人/台
普通教室の無線LAN整備率	85.1%	78.9%
インターネット接続率(30Mbps以上)	99.5%	98.2%
普通教室の大型提示装置(※)整備率	52.8%	71.6%
統合型校務支援システム整備率	44.0%	73.5%
教員のICT活用指導力	70.5%	70.2%

※プロジェクタ、デジタルテレビ、電子黒板

「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」(文部科学省)より

山形県担当部署: 教育庁 教育政策課
義務教育課

TEL: 023-630-2409
TEL: 023-630-2866

学習環境改善・学校における働き方改革推進のための 支援の充実

【文部科学省 初等中等教育局 財務課】

【提案事項】 **予算創設** **予算拡充** **制度改正**

教育課題に対応し、児童生徒個々の能力を最大限に伸ばすとともに、教職員の働き方改革を推進するため、

- (1) **中学校における35人以下学級を実現**するとともに、教職員の加配定数を一層拡充すること。また、特別支援学級や複式学級に係る学級編制の標準の緩和や見直しを行うこと
- (2) **小学校での英語専科教員の配置要件を緩和**すること
- (3) **専門スタッフの十分な配置に向けた財政支援を拡充**すること
- (4) **教員の業務負担を軽減**するため、ICTの活用等に対する財政支援を創設すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 政府では、少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、令和3年度より小学校について学級編制の標準を計画的に35人に引き下げることとしている。
- 小学校の英語専科教員は、週24コマ以上の授業を担当する必要がある。
- 小中学校では多様化する障がいへの対応が求められており、特別支援学級に在籍する児童生徒の数も増加している。
- 定期テスト等において、教員の採点及び結果の分析に係る業務量が多い。

【山形県の取組み】

- 県単独事業による教員の確保等により、“教育山形「さんさん」プラン”として、小1～中3を33人以下にする少人数学級編制、小中学校の特別支援学級編制の標準の6人への引下げ等を実施している。
- 本県は小規模な小学校が全体の約7割を占め、それらの学校に英語専科教員を配置する際は授業のコマ数の要件上、一人の教員が複数校を兼務する例がある。
- 教員業務支援員等の専門スタッフの配置により、学習環境の改善や教員の負担軽減を図っている。

【解決すべき課題】

- きめ細かな配慮のある指導支援のため、学級編制の標準について、中学校では35人以下、特別支援学級では6人以下、複式学級について、小学校では14人以下、中学校では廃止など、緩和や見直しが必要である。併せて、小規模校等に対する加配定数の更なる拡充が必要である。
- 小学校の英語専科教員の負担軽減のため、授業のコマ数の削減等、配置要件の緩和が必要である。
- 学習環境の改善や教員の働き方改革を推進するには、学校現場に専門スタッフを充実させる必要がある。また、スクールカウンセラー等の資格取得に係る財政支援が必要である。
- 採点業務や分析の自動化等、ICTを活用し、教員の業務量そのものを軽減するための取組みに対する財政支援の創設が必要である。

1 特別支援学級の状況

特別支援学級・児童生徒数は年々増加傾向にある。また、単一障がいではない児童生徒や、障がいの程度が重い児童生徒が増加している。

	学級数 (単位:学級)			児童生徒数 (単位:人)		
	R2	R3	増減	R2	R3	増減
小学校	490	503	+13	1,347	1,485	+138
中学校	223	226	+3	632	657	+25
合計	713	729	+16	1,979	2,142	+163

2 複式学級学校の状況 (R3)

山形県は全国に比べ、複式学級の割合が多い。

	山形県		全国※
	複式学級数	全学級に占める割合	全学級に占める割合
小学校	75	3.0%	1.6%
中学校	2	0.2%	0.1%

※全国分は学校基本調査による

3 本県における小学校の英語専科教員の担当校数の状況

本県では校内学級数が12学級未満の小規模な小学校が全体の7割を占め、地域によっては小規模な小学校にも英語専科教員を配置する必要があり、週24コマ以上の要件を満たすために複数校を兼務する教員の負担が大きくなっている。

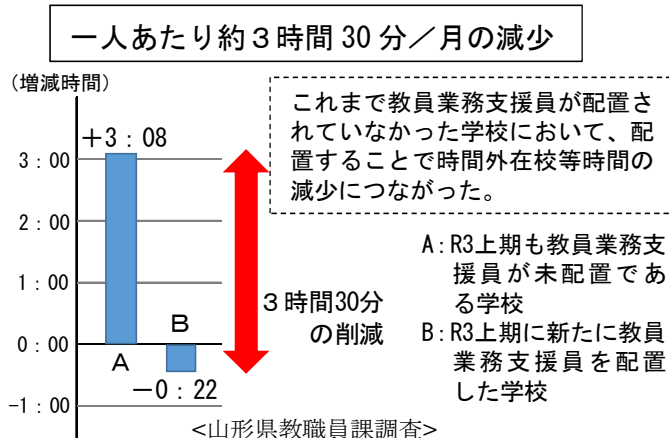
※他教科の専科教員では、週20コマ以上が要件となっている。

担当校数	1校	2校	3校	4校
配置教員人数	4名	9名	2名	1名

1人あたり
平均2校

4 専門スタッフ及びICT活用による状況・効果

(1) 教員業務支援員配置状況による時間外在校等時間の変化 (R2下期→R3上期)



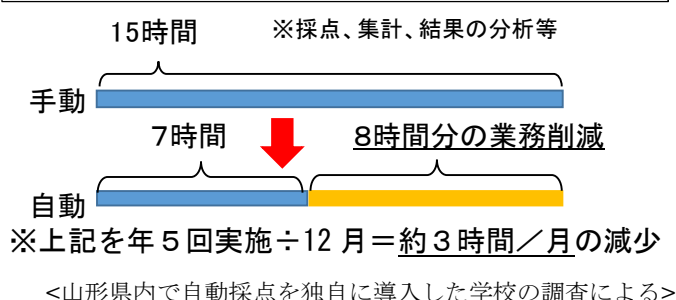
(2) 本県のスクールカウンセラーの相談件数の推移

年々相談件数が多くなり、スクールカウンセラーの必要性が高まっている。

	H30	R1	R2	R1→R2 相談件数 増減率
相談件数	10,051	12,026	12,786	
配置校数	56	67	75	6.3%

(3) 自動採点による業務削減(定期テスト1回分)

1回の定期テストで一人あたり約8時間の減少



○学校現場からは特に

- ・教員業務支援員 (スクール・サポート・スタッフ)
 - ・学習指導員
 - ・部活動指導員
 - ・スクールカウンセラー
 - ・スクールソーシャルワーカー
 - ・特別支援教育支援員
 - ・医療的ケア看護職員
- 等への支援を求める声大きい。

山形県担当部署：教育庁 教職員課 TEL：023-630-2865
義務教育課 TEL：023-630-2866

公立学校施設整備に必要な財源確保及び 廃校校舎等の解体に対する財政支援の充実

【文部科学省 大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課】
【文部科学省 初等中等教育局 参事官（高等学校担当）産業教育振興室】
【総務省 自治財政局 交付税課、地方債課】

【提案事項】 **予算拡充** **制度創設**

公立学校施設整備の計画的な事業実施のため、

- (1) **必要な財源を当初予算において確保**すること
- (2) 公立学校の施設整備に係る**補助単価を引き上げるとともに**、公立高校のトイレの洋式化やエアコンの整備について補助の対象とするなど、学校施設環境改善交付金の充実に努めること
- (3) 廃校施設の速やかな解体撤去に資する**公共施設等適正管理推進事業債への交付税措置の創設**などの支援を行うこと

【提案の背景・現状】

- 政府の公立学校施設整備に係る一般会計当初予算は、近年、国土強靱化関連の予算を除いて1,000億円未満となっている。計画的な整備の実施には、当初予算における安定的な財源の確保が望ましい。
- 補助単価の引上げは行われているものの、**依然として実勢単価と乖離**がある。
- トイレの洋式化や特別教室へのエアコンの整備は、補助がない公立高校では立ち遅れている。なお、特別教室へのエアコンの整備については、補助のある公立小中学校からも支援の拡充を求める声大きい。
- 閉校から時間が経過して劣化が進み、倒壊等が懸念される廃校施設であっても、多額の経費を要するため、解体に着手できない事例が多い。

【山形県の取組み】

- 県立学校の整備は、老朽化や学校の再編統合計画、改築計画などを踏まえ、優先度をつけて進めている。
- 県立高校の普通教室へのエアコンの整備は完了したものの、特別教室へのエアコンの整備及びトイレの洋式化の進捗は遅れている。
- 市町村向けに廃校舎の利活用に関する研修会の開催などの支援を行っている。

【解決すべき課題】

- 政府の補正予算の活用では、必要な財源を安定的に確保することができず、学校設置者における計画的な事業実施に支障が生じるため、政府において**所要の財源を当初予算で確保することが必要**である。
- 学校設置者の負担軽減のため、**実情に合った補助単価の引上げが必要**である。
- 学校における新型コロナウイルスの感染防止対策の強化や、洋式トイレに慣れた中学生の進学先という観点から、**公立高校においても公立小中学校と遜色ない環境整備を進める必要**がある。
- 劣化した廃校校舎は、治安上も景観上も問題があり、地域の不安材料となっていることから、**財政支援により早期に解体できる環境を整える必要**がある。

1 事業執行における当初予算と補正予算の違い

政府の予算区分	当初予算	補正予算
補助事業者の対応等		
スケジュールや整備計画の見直し	必要なし	必要に応じて対応
事業メニューの制限	なし	ある場合が多い
年度繰越し	基本的に可能	本省繰越しなどの場合、原則不可

＜実例＞ 補正予算で採択され、翌年度実施した事業について、結果として予定出来高まで進まなかった事例は、既に繰越済みのため事故繰越以外の繰越ができず、交付金は、内定額の一部が受領できなかった。

2-1 小中学校の建築単価の推移

(円/㎡ 山形県単価)

	校舎	屋内体育館
令和元年度	194,100	227,500
令和2年度	209,500	231,200
令和3年度	217,000	※ 236,500
令和4年度	239,200	※ 244,400

※冷房設備を設置しない場合の単価

補助単価は上昇しているが、実勢単価とはなお乖離がある。

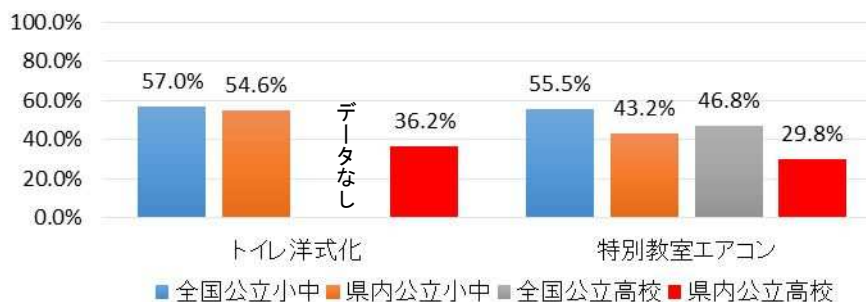
(円/㎡)

	補助単価	実勢単価
小学校校舎改築の例 (令和元年度補正で採択)	199,000	277,539

※上記の単価は改築の際の補助単価であり、左表建築単価の2.5%増となっている。

2-2 公立高校におけるトイレの洋式化とエアコン設置の状況 (R2.9.1時点)

県立高校におけるトイレの洋式化や衛生面向上に資すると言われるトイレの乾式化の進捗は遅れている。



トイレの洋式化の例



出典

＜トイレ洋式化＞

- 文部科学省 「公立学校施設のトイレの状況調査」
- 山形県調査

＜エアコン設置状況＞

- 文部科学省 「公立学校施設の空調(冷房)設備の設置状況調査」

3 解体が必要な廃校舎

【事例1】強風による部材の飛散や地震・大雪などでの倒壊など、安全面での懸念が常にあり、野生鳥獣の住処となって周辺に悪影響を与えている。

H23年度で閉校し
解体予定の
S高校



【事例2】空き校舎を社会教育施設や民間工場等に転用する取組みを進めている県内の市においても、利活用が見込めないまま廃校舎が残っている。

H27年度で閉校し
解体予定の
T小学校



スポーツの競技力や環境の向上及び 部活動の地域移行に対する支援の充実

【文部科学省 スポーツ庁 政策課、競技スポーツ課】

【文部科学省 文化庁 参事官（芸術文化担当）】

【提案事項】 **予算拡充** **予算創設**

地方において、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成、国際的なスポーツ合宿の受入れ等、スポーツ振興の面から地方創生を推進するため、

- (1) オリンピック等での活躍を目指すアスリートの発掘・育成等、**地方での取組みに対する財政支援を行うこと**
- (2) 地方における**スポーツ施設整備に対する財政支援を拡充すること**
- (3) 休日の部活動の段階的な地域移行に向け、**財政支援について抜本的な見直しを図るとともに、部活動改革について広く周知を図ること**

【提案の背景・現状】

- 東京オリンピック等での成果をレガシーとして残すために、今後も政府が地方と一体となって、有望選手を発掘・育成することが重要である。
- その基盤となる施設は、老朽化や競技規則改正に伴う改修等が求められる。
- 部活動の地域移行には指導者となる人材の確保が不可欠である。また、運動部にあっては公認スポーツ指導者資格取得が望ましい。

【山形県の取組み】

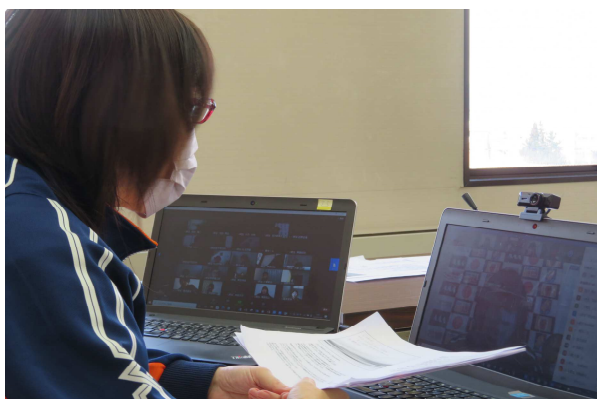
- 「山形県スポーツタレント発掘事業」として、オリンピック等で活躍するトップアスリートの輩出を目指した次世代アスリートの発掘・育成や、医・科学的知見に基づく指導・助言を行っており、修了生から年代別日本代表に選出されるなどの実績を上げている。
- 本県の公共スポーツ施設は老朽化が進行しているため、県では市町村による一定の施設改修に助成し、練習環境及び大会開催施設の維持をしている。
- 政府の事業を活用し、休日の運動部活動を総合型クラブ等へ移行する研究を行うとともに、本県の部活動改革についてまとめたリーフレットを作成し、生徒や保護者、地域のスポーツクラブ等に配布するなど意識改革に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 競技力向上に向けた地方の取組みを加速するには、**引き続き十分な財源を確保するとともに、「新しい生活様式」への対応としてICTを活用した指導環境の整備に対する財政支援が必要**である。
- スポーツ施設の老朽化の進行により、**今後も増加する改修等に対応するには、政府による支援の拡充が必要**である。
- 部活動の地域移行の着実な実施のために、取り組む全ての団体に対する財政支援が必要である。また、運動部・文化部を問わず、部活動の地域への移行に向けた人材確保のためには、指導者の処遇改善が不可欠であり、**報酬の引上げや資格取得のための補助等の支援が必要**である。
- 部活動の改革にあたり、国民の認知は依然として高くないことから、生徒や保護者及び地域や各競技団体等に広く周知し、理解と協力を得る必要がある。

1 次世代トップアスリートの発掘・育成

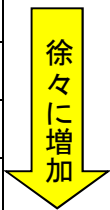
山形県スポーツタレント発掘事業



ICTを活用したオンライン指導の様子

プログラム総数における直接・オンラインの割合

年度	直接指導	オンライン指導
R1年度	100%	0%
R2年度	73%	27%
R3年度	61%	39%



- 令和3年度は全発掘・育成プログラムのうち、39%がオンラインでの指導や三者面談等を実施。
 - ICT環境の整備により、県外在住のオリンピック、中央競技団体及び事務局等による指導を育成選手が直接オンラインで受講でき、より専門的な学びの機会を確保。
 - 高精度な撮影機材や大型提示装置等のICT機器等を整備することで、動作分析やデータ解析のレベルが向上するとともに、多様な指導機会を提供することができる。
- ⇒一方で、ICT機器の整備に対する補助は行われておらず、各自治体やスポーツ団体の負担となっている。
- 県内各地の児童生徒と指導者がオンラインでつながることができる環境の整備は、部活動の地域への移行の推進にも資する。

2 老朽化の進行が顕著なスポーツ施設の例



跳弾が場外に飛ぶことを防ぐための天井の老朽化が進行し、跳弾が貫通するおそれがある。

<南陽市ライフル射撃場>

- 平成3年設置整備
- 雨水、水漏れ及び経年劣化による損傷が進行

3 地域運動部活動の実践研究から見た課題

- 地域運動部活動の指導者の確保のためには、それを本業とできるように、指導者に対する処遇改善を図る必要がある。
- 活動中の万一の事故等に対し適切に対応するため、指導者に対し、日本スポーツ協会や各競技団体の指導者資格等の取得を奨励する必要がある。



地域運動部活動の指導の様子

地域運動部活動推進事業実践研究での生の声

<学校側の意見>

- ・政府から示された報酬基準では、外部指導者を確保するのは困難
- ・教員は異動があるため兼職兼業での指導では持続可能な地域部活動とはならない

<クラブ指導者側の意見>

- ・謝金が少なく、クラブ指導を本業とするのは困難
- ・学校管理下外での活動となるため、救急救命講習等、指導者が子どもの命を守るためのスキルを学ぶ研修等が必要

労働者の所得向上に向けた総合的な取組みの推進

【厚生労働省 労働基準局 賃金課】

【提案事項】 **制度改正**

若者の定着・回帰の促進、労働者の所得向上に向けた総合的な取組みを一層推進するため、

- (1)人口の都市部集中の大きな要因である賃金の地域間格差の是正に向けて、**最低賃金のランク制度を廃止し、全国一律の適用を行うこと。**
- (2)最低賃金引上げによって影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援の充実を図ること。

【提案の背景・現状】

- 「住民基本台帳人口移動報告 2021 年（令和 3 年）（総務省）」によると本県の若者の転出超過率は全国で 4 番目に高い。若者の県外流出を抑制し、県内定着を促進するためには、賃金向上は重要な要素の一つとなっている。
- 「令和 2 年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」において、**本県の所定内給与額（男女計）が全国 43 位**となっている。
- 令和 3 年度の最低賃金において、**最上位の東京都と最下位の県の差は 221 円あり、依然として大きな地域間格差が存在している。**
- コロナ禍で厳しい経済状況にある中小企業・小規模事業者にとって最低賃金の引上げは影響が大きい。

【山形県の取組み】

- キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース・賃金規定等共通化コース）（正社員化コース）に上乘せ支給する奨励金を平成 29 年度に全国に先駆けて創設し、年々、対象年齢を拡大しながら、非正規雇用労働者の所得向上及び正社員化の取組みを支援してきた。
- 令和 3 年度から、県独自に事業者向けの支援金を創設し、対象労働者の年齢や重点的に支援を行う業種等、要件を拡充しながら非正規雇用労働者の賃金向上及び正社員化を図っている。

【解決すべき課題】

- 都市部と地方の所得格差の拡大が地方の人口流出を招く大きな要因であることから、地方創生を推進するうえでも、**最低賃金については、ランク制度を廃止し、全国一律の適用を行うなど、都市部と地方の格差を是正することが必要である。**
- 最低賃金の引上げによって経営に大きな影響を受ける中小・小規模事業者に対しては、新型コロナウイルス感染症の影響に関わらず、支援措置の充実を図る必要がある。

○本県の若者（15歳～29歳）の転入転出の状況

	若者人口※1	転入転出者数※2	転入転出率	全国順位
男	68,000人	▲1,542人	▲2.3%	43位
女	61,000人	▲1,784人	▲2.9%	43位
計	128,000人※3	▲3,326人	▲2.6%	44位

※1 「人口推計（R2）」（総務省による日本人人口（15～29歳）（各年10.1現在）
 ※2 「住民基本台帳人口移動報告（R3）」（総務省）によるR2の転入転出数
 ※3 千人未満の人数の関係上合計が合わない。

○過去3年の本県の所定内給与額

	所定内給与額	全国順位
H30	244.0千円	44位
R1	245.3千円	44位
R2	251.9千円	43位

出典「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）

○最低賃金改定の目安額と本県の最低賃金

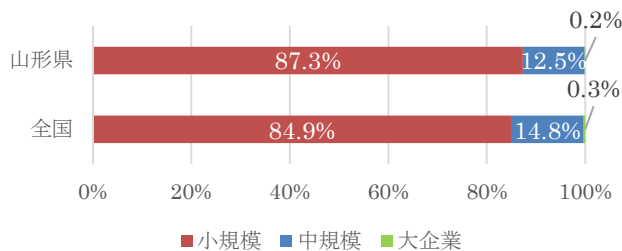
		H29	H30	R1	R2	R3
目安額	A 6都府県	26円	27円	28円	—円	28円
	B 11府県	25円	26円	27円	—円	28円
	C 14道府県	24円	25円	26円	—円	28円
	D 16県（山形県含む）	22円	23円	26円	—円	28円
最低賃金	最上位（東京都）	958円	985円	1,013円	1,013円	1,041円
	加重平均	848円	874円	901円	902円	930円
	山形県	739円	763円	790円	793円	822円
	最下位	737円	761円	790円	792円	820円

○本県労働者数 ※農林漁業、公務、その他を除く（人）

	正規雇用	非正規雇用	合計
男	170,400	41,300	211,700
女	108,300	94,500	202,800

出典「平成29年就業構造基本調査」（総務省）

○規模別の企業数割合



出典「平成28年経済センサス-活動調査」（中小企業庁公表値）

本県は最賃引上げの影響を受けやすい小規模企業が87.3%を占めている

○令和3年度最低賃金全国ランキング

（単位：円）

	都道府県名	R3最低賃金時間額	R2最低賃金時間額	引上げ額	ランク
1	東京	1041	1013	28	A
2	神奈川	1040	1012	28	A
3	大阪	992	964	28	A
4	埼玉	956	928	28	A
5	愛知	955	927	28	A
6	千葉	953	925	28	A
7	京都	937	909	28	B
8	兵庫	928	900	28	B
9	静岡	913	885	28	B
10	三重	902	874	28	B
11	広島	899	871	28	B
12	滋賀	896	868	28	B
13	北海道	889	861	28	C
14	栃木	882	854	28	B
15	岐阜	880	852	28	C
16	茨城	879	851	28	B
17	富山	877	849	28	B
17	長野	877	849	28	B
19	福岡	870	821	28	C
20	山梨	866	838	28	B
20	奈良	866	838	28	C
22	群馬	865	837	28	C
23	岡山	862	834	28	C
24	石川	861	833	28	C
25	新潟	859	831	28	C
25	和歌山	859	831	28	C
27	福井	858	830	28	C
28	山口	857	829	28	C
29	宮城	853	825	28	C
30	香川	848	820	28	C
31	福島	828	800	28	D
32	島根	824	792	32	D
32	徳島	824	796	28	C
34	青森	822	793	29	D
34	秋田	822	792	30	D
34	山形	822	793	29	D
34	大分	822	792	30	D
38	岩手	821	793	28	D
38	鳥取	821	792	29	D
38	愛媛	821	793	28	D
38	佐賀	821	792	29	D
38	長崎	821	793	28	D
38	熊本	821	793	28	D
38	宮崎	821	793	28	D
38	鹿児島	821	793	28	D
46	高知	820	792	28	D
46	沖縄	820	792	28	D
	全国加重平均額	930	902	28	-

出典「地域別最低賃金の全国一覧」（厚生労働省）

公共職業訓練に対する支援の充実強化

【厚生労働省 人材開発統括官 訓練企画室・特別支援室】

【内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局】

【総務省自治財政局 財務調査課】

【提案事項】 **制度創設** **予算充実**

公共職業訓練は多様な人材の活躍促進に向けた人材育成の役割を担っており、訓練生が訓練を受けるための支援等の充実・強化が必要であることから、

- (1) 都道府県が運営する公共職業能力開発施設の訓練生の経済的負担を軽減するため、**文部科学省所管の大学等と同様の奨学金制度（給付型及び貸与型）を創設**すること、また、**技能者育成資金の融資を受けている訓練生の返済支援を行う都道府県等に対し、財政措置を講ずること**
- (2) 求職者及び障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練の充実のため、**委託料の設定について地域の実情に合わせて見直し・増額すること**

【提案の背景・現状】

- 経済的な事情のある公共職業能力開発施設の訓練生については授業料等の減免制度や技能者育成資金融資制度はあるものの、大学生等と同様の奨学金制度（給付型及び貸与型）は整備されていない。
- 都道府県等が、地方への定着を条件に、大学生等の奨学金の返還を支援する場合は政府による財政措置があるが、技能者育成資金で融資を受けている訓練生の返済を支援する場合は財政措置がない。
- 求職者及び障がい者を対象とした委託訓練の委託料は、長年にわたり単価が据え置かれている。また、訓練生数の多寡により委託料が左右されるため、地方の民間教育訓練機関にとって、新規参入や継続受託等のハードルがあり、受託希望の事業者が減少するなど、委託先の確保に支障をきたしている。

【山形県の取組み】

- 学卒者向けの公共職業能力開発施設の授業料について、以前より独自に減免措置を講じるなど、経済的な事情のある訓練生への支援に取り組んでいる。また、令和3年度から、本県の奨学金返還支援制度の対象に技能者育成資金の融資を受けている訓練生を追加し、支援を行っている。
- 求職者対象の委託訓練では、各種学校等を中心に、障がい者対象の委託訓練では専任職員を配置して、新規事業者の開拓に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による家計悪化等の経済的な理由により、公共職業能力開発施設への入校を断念せずすむよう技能者育成資金融資制度に加え、文部科学省所管の大学等と同様の奨学金制度（給付型及び貸与型）を創設するなど経済的負担を軽減する支援を拡充する必要がある。
- 委託先を確保できるよう、委託単価の増額や、受講者1人当たりの単価設定とは別に一定額を保証するなどの委託料の設定方法の見直しが必要である。

(1) 高等教育無償化に伴う政府の施策の比較について ①要件 ②免除・金額等 ③利子

所管	文部科学省	厚生労働省
対象者	4年制大学、短期大学、専門学校等の学生	都道府県が運営する公共職業能力開発施設の訓練生
授業料減免制度	《(独) 日本学生支援機構》 ①経済要件及び成績要件 ②経済要件に応じて全額免除、2/3 免除、1/3 免除	※文部科学省と同様の制度を令和2年度に創設 ①経済要件及び成績要件 ②経済要件に応じて全額免除、2/3 免除、1/3 免除
奨学金制度 (給付型)	《(独) 日本学生支援機構》 ①授業料減免制度該当者対象 ②給付額 (国公立短期大学の例) 自宅通：月額 9,800 円～29,200 円 自宅外：月額 22,300 円～66,700 円	文部科学省と同様の奨学金制度 (給付型、無利子) なし
奨学金制度 (貸与型)	《(独) 日本学生支援機構》 ○第一種 (無利子) ①経済要件及び成績要件 ②貸与額 (国公立短期大学の例) 自宅通：月額 20,000 円、30,000 円、45,000 円から選択 自宅外：月額 20,000 円、30,000 円、40,000 円、51,000 円から選択	
	《(独) 日本学生支援機構》 ○第二種 (有利子) ①第一種奨学金よりゆるやかな基準により選考 ②貸与額 (国公立短期大学の例) 月額 20,000 円～120,000 円 (10,000 円刻みで選択) ③年 3% 上限 (<u>在学中は無利子</u>)	《労働金庫》 ○技能者育成資金融資制度 ①18 歳以上で施設長が推薦する者及び経済要件 ②融資額 (1 年あたり) 普通課程：自宅通 36 万円 (約 30,000 円/月) 自宅外 41 万円 (約 34,200 円/月) 専門課程：自宅通 60 万円 (約 50,000 円/月) 自宅外 69 万円 (約 57,500 円/月) ③年 2% (固定金利/信用保証料 0.5% 含む)

《都道府県が行う奨学金返還支援制度》
 政府の財政措置の対象は、文部科学省が所管する大学生等のみ。
※訓練生は対象外

《都道府県が行う奨学金返還支援制度》
 令和3年度より、技能者育成資金融資制度を利用する訓練生を本県の奨学金返還支援制度の対象に追加。
※政府の特別交付税措置の対象外

(2) 委託訓練の実施状況について

○離転職者職業訓練事業

年度	H25	H26	...	H29	H30	R1	R2	R3
訓練実施コース数	51	49	...	46	42	50	43	42
受託事業者数 (社)	28	20		13	12	13	15	14

平成25年度をピークに受託事業者が半減 △14社

○障がい者対象委託訓練事業 (知識・技能習得コース)

■か所：受託希望の事業者が減少したことによる不実施コースあり。 ※計画コース数 (不実施コース数)

地域	H28	H29	H30	R1	R2	R3
訓練実施コース数：内陸地域	3 (1)	3 (1)	3 (0)	3 (2)	3 (0)	3 (1)
訓練実施コース数：庄内地域	1 (1)	1 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)

山形県担当部署：産業労働部 産業創造振興課
 雇用・産業人材育成課

TEL：023-630-2360
 TEL：023-630-2389

建設業における担い手の確保 ～ 持続可能なものとするために ～

【農林水産省 農村振興局 設計課】

【国土交通省 大臣官房 技術調査課、不動産・建設経済局 建設市場整備課、建設業課】

【国土交通省 道路局 環境安全・防災課】

【提案事項】 **制度改正**

地域建設業は、特に雪国において社会資本の整備を担うだけでなく、道路除雪や自然災害への対応等、**人々の暮らしに不可欠な産業**である。

その担い手を確保し地域建設業が持続可能な産業となるためには、賃金引上げによる労務単価の上昇を通じた**適正な利潤の確保と更なる賃金引上げの好循環を実現することが重要**であることから、

(1) 公共工事に従事する労働者の県外流出を抑制するため、**公共工事設計労務単価の全国統一を進めるなど、特に同一経済圏での公共工事設計労務単価の著しい地域差を緩和**すること

(2) 雪国の生活を守るため、県の除雪オペレーターを十分に確保できるよう、**除雪従事者の労務単価を改善**すること

【提案の背景・現状】

- 令和4年度の仙台圏と首都圏の**設計労務単価（主要12職種平均）の地域差は、首都圏が383円であるのに対し、仙台圏は2,700円と大きな差が生じており、業界からは、本県労働者が高速のインターチェンジに集合し仙台市に通勤しているとの声がある。**
- 建設業界としても支払い賃金を引き上げるなどの対応を行うことにより、宮城県との差を縮小し担い手の県外流出の抑制に取り組んできている。(H27比16%増)
- 仙台圏の労務単価の地域差は令和2年度と比較すると若干拡大しており、**担い手の流出抑制のための賃金引上げが企業の負担増**となっている。
- 除雪オペレーターは、その**過酷な業務環境から後継者が見つからず深刻な担い手不足**となっており、冬の生活を守る**除雪体制の確保が危機的状況**にある。

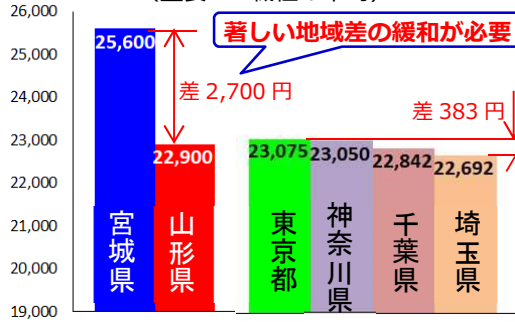
【山形県の取組み】

- 業界に対して、労働者への支払い賃金の引上げを働きかけるとともに、元請下請関係適正化指導要領等の遵守状況を確認する際に、適正価格での下請契約及び支払いについて指導を行っている。
- 除雪オペレーターに対する「免許取得に要する費用の助成」及び「長期継続者への表彰」を行い、担い手確保に努めている。

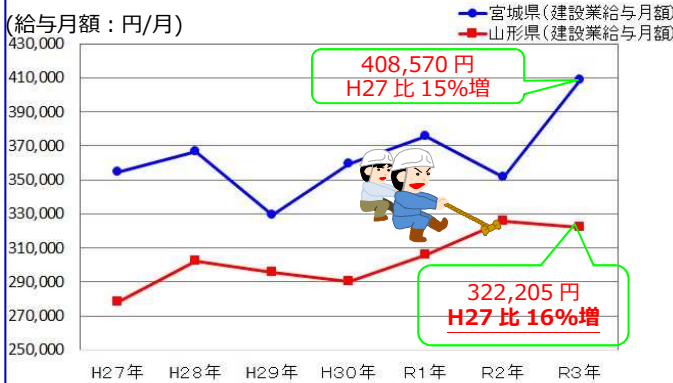
【解決すべき課題】

- 地域のインフラを支える建設業の担い手の県外流出を抑制し、国土形成計画で示された均衡ある国土発展を実現するためには、**全国的に設計労務単価の統一を図るなど、特に同一経済圏の著しい地域差を緩和する必要がある。**
- 雪国である本県において、冬期間の安全な道路交通を確保するため**除雪オペレーターの担い手確保は喫緊の課題**であり、除雪体制を持続的に確保できるよう**除雪従事者の労務単価を改善することが必要**である。

令和4年度 公共工事設計労務単価の
仙台圏と首都圏の圏内における地域差
(主要12職種の平均)

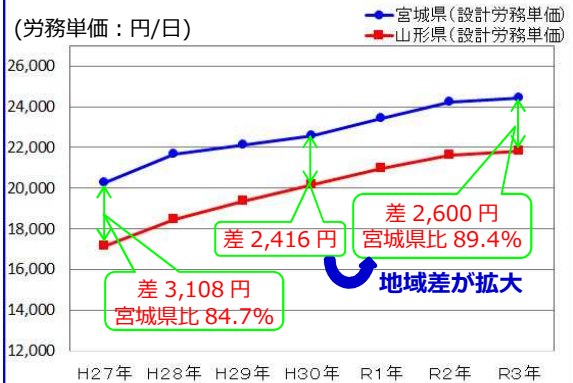


H27~R3の宮城県・山形県の
現金給与月額(支払い賃金)年平均の推移



※出典: 毎月勤労統計調査表

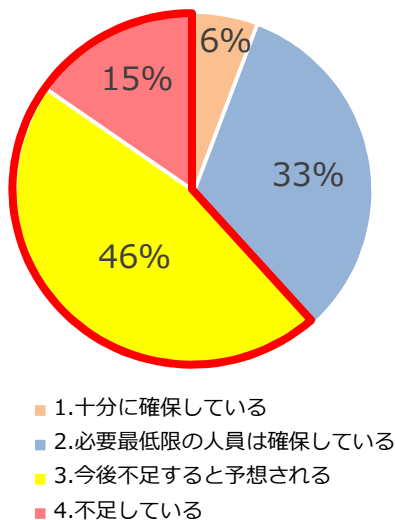
H27~R3の宮城県・山形県の
設計労務単価の推移



除雪オペレーターの現状 (R3山形県調べ)

除雪オペレーターの確保状況
(山形県除雪業者からの回答)

「今後不足すると予想される」、
「不足している」の回答が6割を超えている。



建設業協会からの切実な声

- 除雪オペレーターは過酷な労働環境にもかかわらず、通常のオペレーターと同じ単価では割に合わない。
- 除雪作業は相応の経験がなければ対応できないため、難易度に見合った賃金を設定してほしい。
- 魅力のない職場には若者は入ってこないし、若者に除雪オペレーターを依頼すると退社される。
- より好待遇な業界(運送や工場)への流出を防ぐため、会社独自に除雪手当を支給している。通常20万円程度のところ、最高で40万円を支給する場合もある。

山形県担当部署: 県土整備部 建設企画課
農林水産部 農村整備課
県土整備部 道路保全課

TEL: 023-630-2653
TEL: 023-630-2510
TEL: 023-630-2904